平成21年11月30日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第28号

職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給料の調整額に関する規則(昭和55年岩手県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	
別表第1 調整基本額表(第2条関係)	別表
1 [略]	1
0. 从字碑处料主	9

2 公安職給料表

職務の級	調整基本額		
[略]			
8級	12,500 円		
[略]			

3 教育職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	11, 100円
3級	<u>12,000円</u> (一般職の職員の給与に関する
	条例(昭和28年岩手県条例第48号。以下
	「給与条例」という。)別表第3アの備
	考2に定める職員にあっては、12,200
	円)
[略]	

4 教育職給料表(2)

職務の級	調整基本額	
[略]		
3級	11,600円 (給与条例別表第3イの備考2	
	に定める職員にあっては、 <u>11,800円</u>)	
[略]		

5~7 [略]

別表第2 調整基本額表(第2条関係)

教育職給料表

職務の級	調整基本額		
[略]			
3級	11,600円 (市町村立学校職員の給与等に		
	関する条例(昭和 28 年岩手県条例第 49		
	号) 別表第2の備考2に定める職員にあ		

改正後

- 表第1 調整基本額表(第2条関係)
- 1 [略]
- 2 公安職給料表

職務の級	調整基本額		
[略]			
8級	12,400 円		
[略]			

3 教育職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1級	8,900円
2級	11,000円
3級	<u>11,900円</u> (一般職の職員の給与に関する
	条例(昭和28年岩手県条例第48号。以下
	「給与条例」という。)別表第3アの備
	考2に定める職員にあっては、12,200
	円)
[略]	

4 教育職給料表(2)

職務の級	調整基本額	
[略]		
3級	11,500円 (給与条例別表第3イの備考2	
	に定める職員にあっては、 <u>11,700円</u>)	
[略]		

5~7 [略]

別表第2 調整基本額表 (第2条関係)

教育職給料表

職務の級	調整基本額	
[略]		
3級	11,500円 (市町村立学校職員の給与等に	
	関する条例(昭和 28 年岩手県条例第 49	
	号) 別表第2の備考2に定める職員にあ	

	っては、 <u>11,800円</u>)	っては、 <u>11,700円</u>)
	[略]	[略]
俳	考 改正部分は、下線の部分である。	

(職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 (平成18年岩手県人事委員会規則第31号) の一部を次のように 改正する。

改正前	改正後
附則	附則
1・2 [略]	1・2 [略]
3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職	
員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。	員の区分に応じ、当該各号に定める額 <u>(平成21年12月1日に</u>
	<u>おいて一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する</u>
	条例(平成21年岩手県条例第60号)附則第2項に規定する減
	額改定対象職員である者又は市町村立学校職員の給与等に関
	<u>する条例等の一部を改正する条例(平成21年岩手県条例第61</u>
	号)附則第2項に規定する減額改定対象職員である者(第3
	号ただし書の規定の適用を受ける職員を除く。) にあっては
	、当該各号に定める額に100分の98.61を乗じて得た額(その
	額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
	<u>)</u> をいう。
(1)~(4) [略]	(1)~(4) [略]
4 [略]	4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。